

○環境省令第六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条の二第一項第一号及び第八条の三第一項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三日

環境大臣 浅尾慶一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(一般廃棄物処理施設の技術上の基準)            第四条 (略)</p> <p>2 法第八条の二第一項第一号の規定によるし尿処理施設の技術上の基準は、前項第一号から第六号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を一リットルにつき二十ミリグラム以下に、浮遊物質量の日間平均値を一リットルにつき七十ミリグラム以下に、大腸菌数の日間平均値を一ミリリットルにつき八百コロニー形成単位以下にすることができるほか、当該放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないようにすることができるものであること。</p> <p>(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)            第四条の五 (略)</p> <p>2 法第八条の三第一項の規定によるし尿処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を一リットルにつき二十ミリグラム以下に、浮遊物質の日間平均値を一</p>	<p>(一般廃棄物処理施設の技術上の基準)            第四条 (略)</p> <p>2 法第八条の二第一項第一号の規定によるし尿処理施設の技術上の基準は、前項第一号から第六号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を一リットルにつき二十ミリグラム以下に、浮遊物質量の日間平均値を一リットルにつき七十ミリグラム以下に、大腸菌群数の日間平均値を一立方センチメートルにつき三千個以下にすることができるほか、当該放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないようにすることができるものであること。</p> <p>(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)            第四条の五 (略)</p> <p>2 法第八条の三第一項の規定によるし尿処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を一リットルにつき二十ミリグラム以下に、浮遊物質の日間平均値を一</p>

リットルにつき七十ミリグラム以下に、大腸菌数の日間平均値を一ミリリットルにつき八百コロニー形成単位以下にするほか、当該放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすること。

十二〜十四 (略)

リットルにつき七十ミリグラム以下に、大腸菌群数の日間平均値を一立方センチメートルにつき三千個以下にするほか、当該放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすること。

十二〜十四 (略)

## 附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。